

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月4日

【届出者の氏名又は名称】 大阪製鐵株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号

【電話番号】 大阪06(6204)0163

【事務連絡者氏名】 財務部長 今野 徹 哉

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 大阪製鐵株式会社
(大阪市中央区道修町三丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、大阪製鐵株式会社を指し、「対象者」とは、東京鋼鐵株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の対象となる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。
- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者及びその関連者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e - 5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

東京鋼鐵株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成27年9月18日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)
JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ」といいます。)に上場する対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)
を取得し、対象者の株主を当社と対象者の第二位株主である阪和興業株式会社(本書提出日現在所有する対象者株式4,611,000株、所有割合:26.48%(注1)、以下「阪和興業」といいます。)の2社のみとすることで、対象者を当社の子会社化及び非公開化するための取引(以下、これらの取引を「本取引」といいます。)
の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、当社が単独で対象者の議決権総数の過半数を取得することで、対象者を当社の子会社とし、両社が同一企業グループとして事業を遂行するため、本公開買付け成立後に当社が所有する対象者株式に係る議決権の数が、対象者の議決権総数の過半数となるよう買付予定数の下限(8,706,649株)(注2)を設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付け成立後、本公開買付けにより当社が対象者株式(但し、阪和興業が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)
のすべてを取得することができなかった場合には、当社は、対象者に対して下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の
手続(以下「本非公開化手続」といいます。)
の実行を要請し、当社が対象者株式(但し、阪和興業が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)
のすべてを取得することを予定しており、本非公開化手続が実行された場合には、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者が非公開化を実施する場合には、後述の本非公開化手続に従って、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(但し、当社、阪和興業及び対象者を除きます。)
に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)
に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

本非公開化手続の議案が対象者の本株主総会(下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義いたします。)
において否決される場合には、対象者は本非公開化手続を中止し、対象者株式のJASDAQにおける上場は維持される見込みです。

(注1) 本書において「所有割合」とは、対象者が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(17,446,000株)から、同日現在の自己株式数(32,903株)を控除した株式数(17,413,097株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

(注2) 「買付予定数の下限」は、対象者が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(17,446,000株)から、同日現在の自己株式(32,903株)を控除した株式数(17,413,097株)の2分の1(但し、端数を切り上げます。)
に一単元(100株)の株式数を加算した株式数(8,706,649株)です。

なお、当社は、平成27年9月18日付プレスリリース「東京鋼鐵株式会社株式(証券コード5448)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本公開買付けの実施につきましては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令(下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」において定義いたします。)を行わない旨の通知を受けることが前提条件となっておりましたが、当該条件が平成28年1月28日をもって充足されましたので、平成28年2月3日開催の取締役会において、同年2月4日から3月17日までを公開買付け期間とすることを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの実施にあたり阪和興業との間で、平成27年9月18日付で、公開買付け応募及び株式譲渡に関する契約(以下「本応募及び譲渡契約」といいます。)を締結しております。なお、本応募及び譲渡契約において阪和興業は、同社が同日現在所有する対象者株式4,611,000株(所有割合：26.48%)については、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

但し、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)を達成するため当社が要請する場合には、阪和興業は、その所有する対象者株式のうち一部であって、かつ、当社が要請する数の対象者株式を本公開買付けに応募する義務を負う旨の合意をしております(なお、本応募及び譲渡契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募及び譲渡契約」をご参照ください。)。当社は、公開買付け期間中の応募状況を勘案し、阪和興業以外の株主による応募株券等の数が本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)に達しないと見込まれる場合には、買付予定数の下限(8,706,649株)に達するために必要と判断する数の対象者株式の応募を阪和興業に要請いたします。阪和興業が当社の要請に応じて応募する株式の最大数は、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)から、次に述べるとおり三井物産株式会社(以下「三井物産」といいます。)が応募に合意した株数(5,092,000株)を除いた3,614,649株となります。

また、当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の主要株主である筆頭株主の三井物産との間で、平成27年9月18日付で、三井物産が同日現在所有する対象者株式5,092,000株(所有割合：29.24%)のすべてを、本公開買付けに応募する旨の合意(以下「本応募合意」といいます。)をしております(なお、本応募合意の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募合意」をご参照ください。)

また、対象者から、平成27年9月18日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)より取得した対象者株式価値算定書(下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」において定義いたします。)、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、平成27年9月18日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議した旨、また、平成28年1月下旬に、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成28年2月3日現在においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議した旨の連絡を受けております(なお、対象者の取締役会における意思決定の過程及び意見の詳細については、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。)

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社と対象者は、いずれも電気炉で鉄鋼製品を生産する普通鋼電炉メーカーであり、中小形鋼の製造・販売を主力事業としております。当社は、昭和53年5月に創業以来、37年にわたり、普通鋼/鋼材業界において、技術力(山形鋼、溝形鋼の寸法精度の高さ等)、商品力(他社にはないエレベータガイドレール、軽軌条等)、デリバリーにおける優位性(需要家からの短納期要請への的確な対応等)をベースに競争力を確保し、大阪府及び熊本県の生産拠点から、西日本中心に販売網を展開し、我が国の建築・土木業から造船業に至る幅広い産業分野の裾野を支えてまいりました。

一方、対象者は、大正7年11月に合資会社として創立後、昭和37年7月には株式会社に形を変えながら、創立以来約100年にわたり、技術力(幅広いサイズ構成をワンラインで製造可能)のある電炉一貫メーカーとして、主に建築資材に用いられる等辺山形鋼、不等辺山形鋼など、付加価値の高い鉄鋼製品を供給し、生産拠点のある栃木県から、東日本中心に小口まで届く販売網を展開しており、我が国の建築・土木業から造船業に至る幅広い産業分野の発展の一翼を担ってまいりました。

なお、当社と対象者は、平成18年10月26日、当社を完全親会社とし、対象者を完全子会社とする株式交換契約を締結しましたが、平成19年2月22日における対象者の臨時株主総会における承認が得られず、同契約は失効しました。今般、当社と対象者は、上記株式交換契約とは別に、改めて本取引について検討した結果、以下の「環境認識」と「本公開買付け後の方向性及び期待される効果」に記載のとおり、両社の企業価値の維持・向上を図ることを見据えて、本取引を実行することといたしました。

環境認識

当社及び対象者は、両社が属する普通鋼/鋼材業界における市場環境が今後厳しさを増すと認識しております。具体的には、国内の普通鋼/鋼材市場は、日本社会の少子高齢化等を背景に、今後需要が縮小するものと考えております。特に、当社及び対象者は、普通鋼電炉業界においては両社製品の需要の大半を占める国内建設需要について、経済見通し等を踏まえれば、平成32年の東京五輪を見据え、平成30年頃までは堅調に推移すると推定しておりますが、少子高齢化等のため、その後建設投資は減少する可能性が高く、建設需要は中長期的には縮小するものと想定しております。また、足下はスクラップ価格が安定していること等により一定レベルのメタルスプレッド(注1)が確保できているものの、スクラップ価格の安定は一時的なものであり、過去の長期間にわたるスクラップ価格の動き、今後のスクラップ価格の動向及び競争激化によりメタルスプレッドは低下するものと当社及び対象者は想定しております。

コスト面では、東日本大震災後の原子力発電所の稼働停止等を背景に電力価格が高騰し、今後、再生エネルギー賦課金の増加等も見込まれることから、電力コストの上昇あるいは高止まり状態が続くと当社及び対象者は予想しております。また、燃料価格は足下では原油価格の下落を受け低位にあるものの、過去の実績等の推移を踏まえれば、今後、原油価格の反転に伴い燃料コストも上昇すると当社及び対象者は考えております。

当社及び対象者は、輸出を取り巻く市場環境についても、中国での鋼材需要の減退及び過剰生産により、中国からの輸出数量が急増することで、海外鋼材価格は下落傾向が続き、また海外各国の輸入数量管理の結果、日本からの輸出数量は減じるものと想定しております。

(注1)メタルスプレッドとは、鋼材出荷価格と原料(スクラップ)購入価格の差額をいいます。

本公開買付け後の方向性と期待される効果

以上のような状況を踏まえ、当社は、平成27年4月下旬、(1)当社による対象者の子会社化及び非公開化による対象者の経営基盤の強化、業務効率化及び技術力の向上、(2)東日本と西日本にそれぞれ生産拠点を有している両社の提携による生産構造の更なる効率化を通し、コスト競争力の向上及び品揃え・デリバリー等の対顧客サービスを強化するという二つの視点より両社の企業価値の維持・向上を図るという観点から、当社による対象者の子会社化及び非公開化の検討を、対象者に打診しました。それ以降、当社と対象者は、両社の企業価値を維持・向上させるための施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、今後予想されるこの厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、本取引を実施することで、両社が緊密に連携し、経営資源の相互活用を推し進めるとともに経営基盤を強化する必要があるとの結論に至りました。当社は、大阪、熊本という西日本に中心拠点を有し、西日本において技術力、商品力、デリバリーにおける優位性等の観点で競争力を有しております。他方で、対象者は、最大の国内需要地域である東日本に拠点を有しております。業界他社との競争激化が加速する中、本取引により当社と対象者が一体的に経営を行うことにより、日本の東西における需要の着実な捕捉、製造コストや輸送費等のコスト削減などの効果が十分に発揮され、製造工場の地元で原料を調達し、地元を中心とする地区に製品を供給するという地産地消の事業活動を継続しながら、東西の製造拠点から全国の需要家の納期要請に的確に応える柔軟なデリバリー等の全国横断事業を展開することが可能になると考えております。当社及び対象者は、本取引を通じて経営資源の効率的活用を図り、国内事業を強化するとともに、現在当社が進める海外事業(インドネシアにおける中小形鋼、鉄筋棒鋼及び平鋼製造販売合併事業)にも力を注ぎ、国内外における事業展開の強化という今後の普通鋼電炉メーカーのあるべき姿の実現に向け、商品力・競争力に優れた経営基盤の構築につなげていきたいと考えております。

なお、当社は、対象者との上記協議とは別に、主要株主である阪和興業及び三井物産との間で、それぞれ協議を行ってまいりました。その概要は以下のとおりです。

当社は、平成27年7月中旬、阪和興業に、対象者の非公開化を提案し、協議を開始しましたが、同年7月下旬、阪和興業から非公開化後も引き続き対象者の株主としての立場を一定の範囲で維持したい旨の要望がありました。阪和興業は、対象者の事業戦略、円滑な業務遂行上、引き続き重要な取引先の一つであるとともに、鉄鋼製品製造事業のパートナー(株主)として小口の需要者を含め鉄鋼製品の優良販売先を有する阪和興業との間で販売における提携を強化することは対象者の中長期的な企業価値の維持・向上につながり、当社による対象者の子会社化及び非公開化の効果を一層高めるものと期待されることから、当社は、当該要望をお受けすることとし、阪和興業との間で本取引に関する具体的な条件を協議しました。その結果、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「 本応募及び譲渡契約」に記載のとおり、当社は、阪和興業との間で、平成27年9月18日付で、本応募及び譲渡契約を締結しております。

また、当社は、平成27年4月下旬、三井物産に、本取引の検討を開始している旨を伝達し、同年7月下旬から本公開買付価格について具体的な協議を行いました。その結果、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「 本応募合意」に記載のとおり、当社は、三井物産との間で、平成27年9月18日付で、同社が所有する対象者株式5,092,000株(所有割合：29.24%)のすべてを、本公開買付けに応募する旨を合意しております。当社は、今後も三井物産との間で、対象者の重要な取引先として良好な関係を維持していく予定です。

当社は、当社及び阪和興業のみが株主となる非公開化を実施することにより、対象者を子会社化しながらも対象者の上場を維持し、対象者が多数の少数株主の利益を配慮しつつ事業運営していく場合と比較し、当社と対象者との間で経営の一体化や、両社による機動的かつ効率的な事業遂行をより実現できると考えております。また、当社は、対象者の株主の立場を維持する阪和興業と対象者との間で販売面での連携を継続しつつ、3社の持つ経営資源を有効活用し、需要家のニーズに応え国内市場で生き残る最適の体制の構築を図ってまいります。当社及び対象者は、非公開化の実施により、具体的には以下のような効果が期待され、対象者を含む当社グループ全体の更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

()両社の事業立地を活かした生産体制の最適化による生産効率向上、デリバリーにおける優位性の向上、輸送費の低減等

上記のとおり、当社は、大阪、熊本という西日本に中心拠点を有し、他方で、対象者は、最大の国内需要地域である東日本に中心拠点を有しております。このような事業立地を活かし、これまで2社に分かれていた生産体制を一体的観点から見直し、製造ライン毎の最適分担を実施することで、生産性向上及び輸送費低減を図ることができると考えております。

また、これまで両社はデリバリーにおける優位性(需要家からの短納期要請への的確な対応等)を有しておりましたが、両社の業務基盤、ノウハウを共有化することにより、デリバリーの効率性をより一層高めることができると考えております。

()製造技術・ノウハウの共有によるコスト・品質競争力の向上と海外事業の促進

当社及び対象者がこれまで独自に培ってきた製造技術及びノウハウを共有することにより、省エネルギー、一貫歩留(生産数量に占める良品割合)向上等の操業技術の向上を実現することができ、これによるコスト削減及び品質の向上によって競争力を強化できると考えております。また、両社の設備技術を共有化することで、設備投資の最適化・効率化を図ることができると考えております。例えば、この最適化や効率化により、当社の海外事業において、半製品を安定的に供給することができることを期待しております。

()調達コスト削減・メンテナンスコストの削減

当社及び対象者の材料調達における購買ノウハウの共有化等により調達コストの削減が図れるものと考えております。また、製造設備の仕様を共通化することで部品共通化を図り、製造設備のメンテナンスコストの削減が可能となると考えております。

()管理部門の機能再編による管理コスト最適化

当社及び対象者の本社・支店等の管理部門を再編し、共通化することで、効率運用による管理コストの最適化を図ることができると考えております。

()財務状況の一体管理による財務・資金効率向上

両社の保有資産(原料・製品・半製品・資材等)を含む財務状況を統一的に管理することで、財務・資金効率の更なる向上を図ることができると考えております。

()小口も含む需要家ニーズの捕捉と収益力の強化

対象者の非公開化により、他の株主は対象者の株主ではなくなりますが、阪和興業は対象者の株主の立場を維持し、当社及び阪和興業の2社が対象者と戦略を共有化することで、当社及び対象者と阪和興業との間の協力関係を強固なものとし、阪和興業の得意とする小口営業力を十分に活用し、個々の需要家からの細かな要請にメーカーと商社が一体となって応えていく体制を構築することで、付加価値の向上ひいては収益力の強化を図ることができると考えております。

なお、本非公開化手続の議案が対象者の本株主総会において否決される場合には、対象者は本非公開化手続を中止し、対象者株式のJASDAQにおける上場は維持される見込みです。この場合、当社及び阪和興業が対象者株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)のすべてを所有することにはなりません。当社及び対象者は、親子会社として、上記(i)から(vi)までの効果を可能な限り実現するように事業を運営していく予定です。

当社は対象者から、上記「環境認識」及び「本公開買付け後の方向性と期待される効果」に記載の事項に加えて、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとっております。

対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任した上、当社との間で本公開買付価格並びに諸条件について協議・交渉を重ねたとのことです。対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえ、対象者の過去5年間の株価推移や類似の公開買付事例におけるプレミアム水準、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)等に基づく算定結果等を参考として、当社と複数回に亘り協議・交渉を行ったとのことです。また、対象者は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、平成27年9月17日に、第三者委員会から、対象者の取締役会が平成27年9月18日において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また対象者の株主の皆様に対して応募を推奨すること、並びに対象者の取締役会が本非公開化手続を含む本取引の実施に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ対象者の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書の提出を受けたとのことです。

その上で、対象者は、本公開買付価格は、()下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、類似企業比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジに含まれること、()対象者の過去5年間の株価推移を上回る価格であること、()平成27年9月18日の前営業日である平成27年9月17日のJASDAQにおける対象者株式の終値404円に対して55.9%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、本項のプレミアムの算出において同じです。)、平成27年9月17日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値393円(小数点以下を四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。)に対して60.3%、平成27年9月17日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値400円に対して57.5%、平成27年9月17日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値406円に対して55.2%のプレミアムが加算されており、類似の公開買付事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けについて慎重に検討した結果、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、対象者は、平成27年9月18日開催の対象者の取締役会において、平成27年9月18日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者は、当社から、平成28年1月28日に、同日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したとの連絡を受け、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の答申を行うよう諮問したとのことです。第三者委員会は、対象者が平成28年2月3日付で公表した対象者の業績予想修正が見込まれていたことから当該業績予想修正による影響も考慮の上、上記諮問事項について検討を行った結果、当該業績予想修正は第3四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成27年9月17日以後、平成28年2月2日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成28年2月2日に、対象者の取締役会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。対象者は、対象者の業績予想修正による影響及びかかる答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、平成28年2月3日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会における意思決定の過程の詳細については、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

本取引実行後の対象者の事業戦略については、当社及び対象者が今後協議の上、決定していくことといたします。当社は、本取引実行後、当社の持つ技術力(山形鋼、溝形鋼の寸法精度の高さ等)、効率経営のノウハウを対象者に注入していく一方、東日本を中心に販売網を展開しているという対象者の事業運営上の特性や、等辺山形鋼、不等辺山形鋼など、付加価値の高い鉄鋼製品を供給するという対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の更なる強化を図ってまいります。なお、現時点において、本取引実行後の対象者の役員構成その他の経営体制について決定している事項はありませんが、当社と対象者との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討し速やかに実行に移す予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

本応募及び譲渡契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり阪和興業との間で、平成27年9月18日付で、本応募及び譲渡契約を締結しております。なお、本応募及び譲渡契約において阪和興業は、同社が同日現在所有する対象者株式4,611,000株(所有割合：26.48%)については、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

但し、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)を達成するため当社が要請する場合には、阪和興業は、その所有する対象者株式(4,611,000株、所有割合：26.48%)のうち一部であって、かつ、当社が要請する数の対象者株式を本公開買付けに応募する義務を負う旨の合意をしております。当社は、公開買付期間中の応募状況を勘案し、阪和興業以外の株主による応募株券等の数が本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)に達しないと見込まれる場合には、買付予定数の下限(8,706,649株)に達するために必要と判断する数の対象者株式の応募を阪和興業に要請いたします。阪和興業が当社の要請に応じて応募する株式の最大数は、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)から、下記「本応募合意」に記載のとおり三井物産が応募に合意した株数(5,092,000株)を除いた3,614,649株となります。

また、本応募及び譲渡契約においては、本公開買付け成立後、当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数(116,088個)(注1)以上であることを条件に、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社及び阪和興業は、本非公開化手続を実施すること、並びに本非公開化手続が円滑に進むよう阪和興業が当社及び対象者に協力することに合意しています。

また、阪和興業は、本非公開化手続完了後も引き続き、対象者の株主としての立場を一定の範囲で維持したい旨の要望をもっていることから、本非公開化手続を実施した場合には、当該手続の完了後、法第24条第1項但書きに基づき対象者の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、対象者の議決権総数に対する当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の割合が、当社：90%、阪和興業：10%となるよう、当社及び阪和興業間で対象者株式の譲渡(以下「本相対取引」といいます。)を行うことに合意しています。本相対取引の時期は、対象者の本株主総会決議の時期等により異なりますが、現時点では、平成28年8月頃を予定しております。

なお、本相対取引における譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額とする旨の合意をしております。

本応募及び譲渡契約においては、本公開買付け成立後、当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数(116,088個)以上であることを条件に、当社及び阪和興業は、本非公開化手続に関する議案を対象者の株主総会に付議し、可決するために必要な手続を履践すること、及び阪和興業は、同契約締結日から本相対取引の実行日以前の日を基準日として開催される対象者の株主総会における、阪和興業の所有する対象者株式に係る議決権その他一切の権利の行使にあたっては、当社の選択に従い、()当社若しくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与し、又は、()当社の指示に従って議決権を行使することに合意しています。

また、その後の協議の結果、当社及び阪和興業は、本公開買付けが成立した場合には、当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数(116,088個)未滿となった場合でも本非公開化手続を実施する旨、及び、本非公開化手続が円滑に進むよう阪和興業が当社及び対象者に協力し、本非公開化手続に関する議案を対象者の株主総会に付議し、可決するために必要な手続を履践する旨を平成28年2月3日付で合意いたしました。

(注1)「基準議決権数」とは、対象者が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(17,446,000株)から、同日現在の自己株式(32,903株)を控除した株式数(17,413,097株)の3分の2(但し、端数を切り上げます。)に一単元(100株)の株式数を加算した株式数(11,608,832株)に係る議決権の数(116,088個)をいいます。

本応募合意

当社は、本公開買付けの実施にあたり三井物産との間で、平成27年9月18日付で、三井物産が同日現在所有する対象者株式5,092,000株(所有割合：29.24%)のすべてを、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、三井物産による応募に際し、前提条件は定められておりません。

三井物産は、同合意後に開催される対象者の株主総会における議決権行使については必要に応じて当社と事前に協議する予定です。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は当社の子会社ではありませんが、本取引を通じて対象者を当社の子会社化及び非公開化することを企図していることから、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の決定にあたり、当社、対象者及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

S M B C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「D C F法」といいます。)の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は、S M B C日興証券から平成27年9月17日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得しました。なお、当社がS M B C日興証券から取得した本株式価値算定書の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付け等の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者、当社及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである三菱U F Jモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の分析を依頼したとのことです。なお、第三者算定機関である三菱U F Jモルガン・スタンレー証券は、対象者、当社及び阪和興業の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱U F Jモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討の上、対象者株式がJ A S D A Qに上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価と収益等を示す財務指標の比較を通じて対象者の株式価値が算定可能であることから類似企業比較分析を、対象者の将来期待収益及びキャッシュフローの予測を算定に反映するためにD C F分析を、それぞれ用いて対象者の株式価値の分析を行い、対象者は三菱U F Jモルガン・スタンレー証券から平成27年9月17日付で株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得しているとのことです。なお、対象者は、三菱U F Jモルガン・スタンレー証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	393円から406円
類似企業比較分析	439円から708円
D C F分析	504円から747円

まず、市場株価分析では平成27年9月17日を基準日として、J A S D A Qにおける対象者株式の直近1ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値393円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値400円及び直近6ヶ月間の取引成立日の終値の単純平均値406円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を393円から406円までと分析しているとのことです。

次に、類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を439円から708円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、対象者が作成した平成28年3月期から平成32年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成28年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を504円から747円までと分析しているとのことです。なお、上記DCF分析の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではないとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の分析に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣により平成27年9月17日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、平成27年9月17日までの上記情報を反映したものととのことです。

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者は、本公開買付けを含む本取引についての審議に慎重を期し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、対象者、当社及び阪和興業から独立性を有する、高橋明人氏(弁護士、高橋・片山法律事務所)、長谷川臣介氏(公認会計士、長谷川公認会計士事務所)及び高崎恵一氏(公認会計士、高崎・原税務会計事務所)の3名から構成される第三者委員会を設置したとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者は、当該第三者委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本公開買付けについて賛同の意見を表明すべきか、並びに、賛同する場合に、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか、(b)本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか、(以下「本諮問事項」といいます。)を評価・検討し、これらの点について対象者の取締役会に意見を述べることを囑託したとのことです。

第三者委員会は、平成27年7月21日より同年9月17日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。

第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者より提出された各資料に基づき、当社の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。更に、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が対象者に対して提出した対象者株式価値算定書に基づき、対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成27年9月17日に、対象者の取締役会に対して、対象者の取締役会が平成27年9月18日において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること、また対象者の株主の皆様に対して応募を推奨すること、並びに対象者の取締役会が本非公開化手続を含む本取引の実施に関する決議を行うことは、いずれも相当と考えられ、かつ対象者の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする答申書を提出したとのことです。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- A) 対象者より説明を受けた(a)上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け及び本非公開化手続の目的及び必要性・背景事情、及び(b)上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付け後の方向性と期待される効果」の(i)乃至(vi)に記載の本公開買付けを経て行われる本非公開化手続のメリットについては、対象者の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであること、対象者の属する業界及び市場の環境として一般に説明がされている内容とも整合すること、将来の競争力強化に向けてまた成長戦略として現実的であると考えられることから、いずれも合理的なものと認められ、これらの説明からは、本公開買付け及び本非公開化手続の目的は対象者の企業価値向上を目指したものとすることができ、加えて対象者においては、本公開買付けの公開買付者(及び本非公開化手続後の株主)との間で協議・検討を行ってきた対象者の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本公開買付け及び本非公開化手続の必要性及びメリットの検討を行っていること、また対象者から説明を受けた対象者の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本非公開化手続後の運営方針(すなわち、対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の更なる強化を図っていくといった点)については、対象者の事業内容及び経営状況を前提とした上で公開買付者の事業内容を踏まえた具体的なものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、第三者委員会としては本公開買付け及び本非公開化手続は対象者の企業価値向上に資するであろうと考えること。
- B) (a)対象者は、本公開買付け及び本非公開化手続の取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うにあたり、対象者の株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としており、その上で、(ア)当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(イ)また当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本取引の必要性及びメリット、対象者の今後の事業への影響といった事情を全般的に考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(ウ)対象者の取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格についても、近時の類似の公開買付事例に照らして相応のプレミアムが付された価格と言えること、(エ)上記(ア)から(ウ)までの第三者委員会での議論及び検討の結論を含め、特段不合理な点あるいは著しい問題は認識していないことから、これら対象者における対応は、本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保し、またこれらに関する対象者の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと思料されること、並びに、(b)本非公開化手続の取引条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けており、本非公開化手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることについては、合理性が認められるものと考えられること、その上で、上記のとおり本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する対象者の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられることから、本非公開化手続の取引条件に関してもその公正性が確保されているものと思料されること。

- C) 上記「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び下記「 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の体制・状況のもと、対象者においては、本公開買付け及び本非公開化手続についてより慎重に取引条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、対象者から公開買付者に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性、条件の現実性といった事情について全般的な検証を重ねた上で、公開買付者との協議を経て本公開買付価格に関して今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められ、その後、最終的に対象者及び公開買付者間において本公開買付価格を含む本公開買付け及び本非公開化手続の取引条件について合意するに至り、対象者において、当該合意された価格をもって取締役会決議を予定している本公開買付価格とした等、本公開買付け及び本非公開化手続の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示、説明による対象者の株主の皆様の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本非公開化手続の取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた対象者の株主の皆様の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。
- D) 上記 A)乃至 C)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、第三者委員会において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は平成27年9月17日時点において特段見あたらないこと。

また、対象者は、当社から、平成28年1月28日に、同日付で公正取引委員会より「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領したとの連絡を受け、第三者委員会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の答申を行うよう諮問したとのことです。第三者委員会は、対象者が平成28年2月3日付で公表した対象者の業績予想修正が見込まれていたことから当該業績予想修正による影響も考慮の上、上記諮問事項について検討を行った結果、当該業績予想修正は第3四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成27年9月17日以後、平成28年2月2日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成28年2月2日に、対象者の取締役会に対して、第三者委員会が平成27年9月17日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書における上記内容に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る検討に慎重を期し、対象者の取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者、当社及び阪和興業から独立性を有するリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

本公開買付価格は、()上記「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、類似企業比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジに含まれること、()対象者の過去5年間の株価推移を上回る価格であること、()本公開買付けの実施予定について公表した日(平成27年9月18日)の前営業日である平成27年9月17日のJASDAQにおける対象者株式の終値404円に対して55.9%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、本項のプレミアムの算出において同じです。)、平成27年9月17日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値393円に対して60.3%、平成27年9月17日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値400円に対して57.5%、平成27年9月17日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値406円に対して55.2%のプレミアムが加算されており、類似の公開買付事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()上記「 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」、「 対象者における独立した第三者委員会の設置」及び「 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けについて慎重に検討した結果、対象者は、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、対象者は、平成27年9月18日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致により、平成27年9月18日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、平成28年1月下旬に、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、対象者が平成28年2月3日付で公表した対象者の業績予想修正による影響、及び上記「 対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、平成28年2月2日に対象者の取締役会に対して第三者委員会が提出した、平成27年9月17日付で対象者の取締役会に対して提出した答申書の内容に変更がない旨の答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、当該業績予想修正は第3四半期までの実績が予想を若干上回ったことに起因するものと考えられること、及び平成27年9月18日以後、平成28年2月3日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、平成28年2月3日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年2月3日開催の対象者の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(監査等委員である取締役を含みます。)の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の株主を当社と阪和興業の2社のみとし、対象者を当社の子会社化及び非公開化するための本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。また、本公開買付け成立後、対象者に対して以下に記載する本非公開化手続の実行を要請することを企図しております。

具体的には、当社は、本公開買付け成立後、対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する等の定款の一部変更を行うことを対象者の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを要請いたします。本株主総会の開催時期は、平成28年6月開催予定の定時株主総会を予定しております。

なお、当社及び阪和興業は、本株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本株主総会において本株式併合の議案について承認が得られた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本株主総会において承認が得られた併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を有する株主に対して、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(但し、合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者株式を対象者又は当社に売却すること等によって得られる金銭が本株式併合の直前に所有していた対象者株式の数に応じて交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格は、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(但し、当社、阪和興業及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、当社及び阪和興業が対象者株式のすべてを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(但し、当社、阪和興業及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

また、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社及び阪和興業の株券等所有割合、並びに、当社及び阪和興業以外の対象者株式の所有状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付け成立後、対象者の株主を当社及び阪和興業のみとする手続を実施する予定であることには変わりはありません。本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(但し、当社、阪和興業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、本株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されていますが、当社は本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本非公開化手続を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をJASDAQにおいて取引することはできません。対象者が非公開化を実施する場合には、本非公開化手続に従って、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(但し、当社、阪和興業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

他方で、本非公開化手続の議案が対象者の本株主総会において否決される場合には、対象者は本非公開化手続を中止し、対象者株式のJASDAQにおける上場は維持される見込みです。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年2月4日(木曜日)から平成28年3月17日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	平成28年2月4日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金630円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社、対象者及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。</p> <p>S M B C日興証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法、類似上場会社比較法及びD C F法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は、S M B C日興証券から平成27年9月17日に本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：391円～400円 類似上場会社比較法：462円～670円 D C F法：581円～667円</p> <p>市場株価法では、平成27年9月17日を基準日として、対象者が「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成27年8月25日の翌営業日(同年8月26日)から基準日までの期間、直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の各期間におけるJ A S D A Qにおける対象者株式の終値の単純平均値(それぞれ、391円、393円、400円)を基に、1株当たりの株式価値の範囲を391円から400円までと分析しております。</p> <p>類似上場会社比較法では、対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、当該会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を462円から670円までと分析しております。</p> <p>D C F法では、対象者の平成28年3月期から平成32年3月期までの事業計画等を踏まえて当社が独自に検討した事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を、581円から667円と分析しております。</p>

	<p>当社は、S M B C日興証券から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去3ヶ月間の対象者株式の市場価格の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、対象者、阪和興業及び三井物産それぞれとの協議の結果等を踏まえ、最終的に平成27年9月18日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり630円とすることを決定しました。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり630円は、本公開買付けの実施予定について公表した日(平成27年9月18日)の前営業日である平成27年9月17日のJ A S D A Qにおける対象者株式の終値404円に対して55.94%(小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアムの算出について同じです。)、同日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値393円に対して60.31%、同日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値400円に対して57.50%、同日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値406円に対して55.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成28年2月3日のJ A S D A Qにおける対象者株式の終値629円に対して、0.16%のプレミアムを加えた価格です。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社及び対象者は、両社が属する普通鋼/鋼材業界における市場環境が今後厳しさを増していくとの認識を有していたところ、当社は、平成27年4月下旬、(1)当社による対象者の子会社化及び非公開化による対象者の経営基盤の強化、業務効率化及び技術力の向上、(2)東日本と西日本にそれぞれ生産拠点を有している両社の提携による生産構造の更なる効率化を通じ、コスト競争力の向上及び品揃え・デリバリー等の対顧客サービスを強化するという二つの視点より両社の企業価値の維持・向上を図るという観点から、当社による対象者の子会社化及び非公開化の検討を、対象者に打診しました。それ以降、当社と対象者は、両社の企業価値を維持・向上させるための施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、当社及び対象者は、今後予想されるこの厳しい市場環境の中で企業価値を維持・向上させていくためには、本取引を実行することで、両社が緊密に連携し、経営資源の相互活用を推し進めるとともに経営基盤を強化する必要があるとの結論に至ったことから、当社は平成27年9月18日に開催した取締役会において、当社による対象者の子会社化及び非公開化に向けた本公開買付けの実施を決定するとともに、平成27年4月下旬から同年9月18日までの間の対象者との協議、同年7月中旬から同日までの間の阪和興業との協議、及び、同年4月下旬から同日までの三井物産との協議を経て、本公開買付価格を630円とすることを決定いたしました。</p> <p>()算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社、対象者及び阪和興業から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。また、S M B C日興証券は、当社、対象者及び阪和興業の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>()当該意見の概要</p> <p>S M B C日興証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びD C F法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っております。各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価法：391円～400円 類似上場会社比較法：462円～670円 D C F法：581円～667円</p>

	<p>()当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>上記「算定の基礎」に記載のとおり、当社は、S M B C日興証券から平成27年9月17日に取得した本株式価値算定書を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去3ヶ月間の対象者株式の市場価格の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、上述のとおり、対象者、阪和興業及び三井物産それぞれとの協議を経て、最終的に平成27年9月18日開催の取締役会において、本公開買付価格を630円とすることを決定いたしました。その後、平成28年2月3日開催の取締役会において、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更が見られないことなどを確認し、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。</p>
--	--

(注) S M B C日興証券は、本株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。S M B C日興証券が、本株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、情報提供者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、本株式価値算定書において、S M B C日興証券は提供された資料及び情報に基づき、一定の仮定を前提として分析を行っている可能性があります。提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本公開買付価格を決定するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,802,097(株)	8,706,649(株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である12,802,097株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(17,446,000株)から、同日現在の自己株式数(32,903株)及び本応募及び譲渡契約において、阪和興業が本公開買付けに応募しない旨の合意をしている対象者株式(4,611,000株)を控除した株式数です。

上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「 本応募及び譲渡契約」及び下記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、本応募及び譲渡契約において、阪和興業は、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。但し、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)を達成するため当社が要請する場合には、阪和興業は、その所有する対象者株式のうち一部であって、かつ、当社が要請する数の対象者株式を本公開買付けに応募する義務を負う旨の合意をしております。本書提出日現在、当社として当該要請は予定しておりませんし、要請する場合の株数についても決定しておりませんが、当社が当該要請をした場合には、買付予定数は当社が要請した数だけ増加することとなります。阪和興業が当社の要請に応じて応募する株式の最大数は、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)から、三井物産が応募に合意した株数(5,092,000株)を除いた3,614,649株となり、その場合の買付予定数は16,416,746株となります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	128,020
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年2月4日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年2月4日現在)(個)(g)	46,110
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)	174,123
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	73.52
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100)(\%)$	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,802,097株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成27年11月12日に提出した第59期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年2月3日に公表した「平成28年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された平成27年12月31日現在の発行済株式総数(17,446,000株)から、同日現在の自己株式数(32,903株)を控除した株式数(17,413,097株)に係る議決権の数174,130個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)の前に、本株式取得に関する計画を予め届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出受理の日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは、本株式取得をすることができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとする場合には、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取にあたっては、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

当社は、本株式取得に関して、平成27年8月20日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されており、また、当社は、平成28年1月28日付で排除措置命令を行わない旨の通知を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成28年1月28日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第51号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注2)を行っていただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注3)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要となります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面)(1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)	
B. 本人確認書類 (写真つき1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(2)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証 (ご住所の記入漏れがないようご確認ください。)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の記載事項証明書(3)
		住民票の写し(3)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(4)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証
	各種健康保険の被保険者証
	公務員共済組合の組合員証
	パスポート(2)

- (1)番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
- (2)パスポート公印(外務大臣印)が記載されているページまで必要となります。
- (3)住民票の写しなどは、発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
- (4)法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

< 外国人株主等 >

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	8,065,321,110
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	8,098,321,110

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(12,802,097株)に、1株当たりの本公開買付価格(630円)を乗じた金額です。

上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募及び譲渡契約」及び下記「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、本応募及び譲渡契約において、阪和興業は、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。但し、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)を達成するため当社が要請する場合には、阪和興業は、その所有する対象者株式のうち一部であって、かつ、当社が要請する数の対象者株式を本公開買付けに応募する義務を負う旨の合意をしております。本書提出日現在、当社として当該要請は予定しておりませんし、要請する場合の株数についても決定しておりませんが、当社が当該要請をした場合の買付予定数は当社が要請した数だけ増加することとなります。阪和興業が当社の要請に応じて応募する株式の最大数は、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)から、三井物産が応募に合意した株数(5,092,000株)を除いた3,614,649株となり、その場合の買付予定数は16,416,746株、「買付代金(円)(a)」は10,342,549,980円、「合計(a) + (b) + (c)」は10,375,549,980円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	10,429,939
計(a)	10,429,939

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

10,429,939千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年3月24日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(8,706,649株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及び又、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数 の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第38期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 関東財務局長に提出予定

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

大阪製鐵株式会社

(大阪市中央区道修町三丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46,110(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	46,110		
所有株券等の合計数	46,110		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46,110(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	46,110		
所有株券等の合計数	46,110		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成28年2月4日現在)

氏名又は名称	阪和興業株式会社
住所又は所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
職業又は事業の内容	鉄鋼、鉄鋼原料、建材、非鉄金属、石油、化成品、食品、木材、セメント、機械の国内販売及び輸出入
連絡先	連絡者 阪和興業株式会社 経営企画室長 相澤卓也 連絡場所 東京都中央区築地一丁目13番1号 電話番号 03(3544)1714
公開買付者との関係	公開買付者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

【所有株券等の数】

阪和興業株式会社

(平成28年2月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46,110(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	46,110		
所有株券等の合計数	46,110		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社は、本公開買付けの実施にあたり阪和興業との間で、平成27年9月18日付で、本応募及び譲渡契約を締結しております。なお、本応募及び譲渡契約において阪和興業は、同社が同日現在所有する対象者株式4,611,000株(所有割合：26.48%)については、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

但し、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)を達成するため当社が要請する場合には、阪和興業は、その所有する対象者株式(4,611,000株、所有割合：26.48%)のうち一部であって、かつ、当社が要請する数の対象者株式を本公開買付けに応募する義務を負う旨の合意をしております。当社は、公開買付期間中の応募状況を勘案し、阪和興業以外の株主による応募株券等の数が本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)に達しないと見込まれる場合には、買付予定数の下限(8,706,649株)に達するために必要と判断する数の対象者株式の応募を阪和興業に要請いたします。阪和興業が当社の要請に応じて応募する株式の最大数は、本公開買付けの買付予定数の下限(8,706,649株)から、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募合意」に記載のとおり三井物産が応募に合意した株数(5,092,000株)を除いた3,614,649株となります。

また、本応募及び譲渡契約においては、本公開買付け成立後、当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数(116,088個)以上であることを条件に、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社及び阪和興業は、本非公開化手続に関する議案を対象者の株主総会に付議し、可決するために必要な手続を履践すること、本非公開化手続を実施した場合には、当該手続の完了後、法第24条第1項但書きに基づき対象者の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、対象者の議決権総数に対する当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の割合が、当社：90%、阪和興業：10%となるよう、本相対取引を行うこと、及び阪和興業は、同契約締結日から本相対取引の実行日以前の日を基準日として開催される対象者の株主総会における、阪和興業の所有する対象者株式に係る議決権その他一切の権利の行使にあたっては、当社の選択に従い、()当社若しくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与し、又は、()当社の指示に従って議決権を行使することに合意しています(なお、本応募及び譲渡契約の概要については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「本応募及び譲渡契約」をご参照ください。)

また、その後の協議の結果、当社及び阪和興業は、本公開買付けが成立した場合には、当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数(116,088個)未満となった場合でも本非公開化手続を実施する旨、及び、本非公開化手続が円滑に進むよう阪和興業が当社及び対象者に協力し、本非公開化手続に関する議案を対象者の株主総会に付議し、可決するために必要な手続を履践する旨を平成28年2月3日付で合意いたしました。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

上記「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載のとおり、当社及び阪和興業は、平成27年9月18日付で、本応募及び譲渡契約を締結し、本非公開化手続を実施した場合には、当該手続の完了後、法第24条第1項但書きに基づき対象者の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、対象者の議決権総数に対する当社及び阪和興業が所有する対象者株式に係る議決権の割合が、当社：90%、阪和興業：10%となるよう、本相対取引を行うことに合意しています。本相対取引の時期は、対象者の本株主総会決議の時期等により異なりますが、現時点では、平成28年8月頃を予定しております。

なお、本相対取引における譲渡価格は、本公開買付価格と実質的に同額とする旨の合意をしております。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

当社は、対象者から、平成27年9月18日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて、平成27年9月18日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議した旨、また、平成28年2月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議した旨の連絡を受けております(なお、対象者の取締役会における意思決定の過程及び意見の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。)。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 J A S D A Qスタンダード市場						
	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月	平成28年 2月
最高株価(円)	478	620	626	627	628	627	629
最低株価(円)	350	375	619	623	624	624	627

(注) 平成28年2月については、2月3日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第57期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第58期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第59期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第59期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 関東財務局長に提出予定

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

東京鋼鐵株式会社

(東京都千代田区内神田一丁目17番9号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 配当予想の修正

対象者は、平成27年9月18日付で、「平成28年3月期 配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によりますと、対象者は、平成27年9月18日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年5月8日に公表いたしました平成28年3月期の配当予想を修正し、平成28年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

(2) 業績予想の修正

対象者は、平成28年2月3日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成28年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 14,200	百万円 1,150	百万円 1,200	百万円 800	円 銭 45.94
今回修正予想(B)	13,200	1,400	1,450	950	54.56
増減額(B-A)	1,000	250	250	150	
増減率(%)	7.0	21.7	20.8	18.8	
(ご参考)前期実績 (平成27年3月期)	16,908	1,585	1,639	1,058	60.79

(3) 「平成28年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、平成28年2月3日付で、「平成28年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

会計期間	平成28年3月期第3四半期累計期間
売上高	10,194百万円
売上原価	8,114百万円
販売費及び一般管理費	912百万円
営業外収益	35百万円
営業外費用	3百万円
四半期純利益	806百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成28年3月期第3四半期累計期間
1株当たり四半期純損益	46円31銭
1株当たり配当額	5円00銭